

【ご依頼】 令和7年度「障害者週間」関連行事について

障害者基本法第9条では、「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設け、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。」とされております。

つきましては、令和7年11月～令和8年1月の間に障害者関連の行事を行うご予約がございましたら、添付様式にご記載の上、10月8日（水）までに御連絡いただけますと幸いです。

なお、ご登録いただきました案件は、内閣府HPにて11月以降に周知されます。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒御協力方よろしくお願いいたします。

■参考情報

○これまでの「障害者週間」に関する取組

内閣府 障害者施策担当 HP

<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html>

○障害者基本法（抄）（昭和45年5月21日法律第84号）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>

（障害者週間）

第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

*基本原則…地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止等

以上、よろしくお願いいたします。

経済産業省 製造産業局 素材産業課

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1

TEL : 03-3501-1737 (素材産業課)
